報館 大豊

発行所
高知県長岡郡
大豊村中央公民館
電話杉55番
印刷所
高知市本丁筋3丁目
みちや印刷所
無料配布

選挙特集号

ことしの地方選挙などについて

＝選挙管理委員会からのお知せとお願い＝

今年は「選挙年」といわれる程、全国的に選挙の多い年でありまして、われわれ大豊村民に直接関係のあるものだけをひろってみても

三月二十五日　大豊村農業委員会委員選挙（以下農委選挙と略す）
四月二十三日　高知県議会議員選挙（以下県議選挙と略す）
四月　三十日　大豊村議会議員選挙（同時に行う、以下村議選挙）
六　月　頃　参議院議員選挙
十　月　頃　高知県知事選挙
大豊村長選挙（村長選挙または村議・村長選挙と略す）

と六つの選挙が行われることになつています、特に農委選挙、県議選挙、村議、村長選挙は三月下旬から四月末までの一カ月余の間にあいついで行われることになりますので、これらの選挙日程のうち特に村民のみなさんに関係の深い箇所をぬきだして別表にあらわし、なおそのうえ身近かな村の選挙について、ぜひみなさんに知つておつていただきたい事がらや、委員会からのお願いをつけ加え、この特集号に載せてもらいました。みなさん、既によく御承知のことも多いとおもいますが、おさらいの気持で終りまでよく読んで下さつて公正な選挙が行われますよう御協力をお願いいたします。

補充選挙人名簿について

この名簿は、農業委員会委員選挙以外の都度調製（つくる）するものである。

この名簿に登録（のせる）するのは、

一、この名簿調製の時期に有効な選挙人名簿（現在基本選挙人名簿のみ―写を四月五日頃部落長に送る）から洩れている者

二、補充選挙人名簿調製期日（今回の県議選挙及び村議、村長選挙については別表「選挙日程」参照）に満二十才に達する者であつて、同日まで引き続いて三カ月以上大豊村に住所を有する者

三、その他（ほとんど関係がないとおもわれるので省略する）

これらの者で欠格条件（省略）に該当しない日本人を申請により登録する。

◎注意

一、補充選挙人名簿は申請がないと登録できないので、該当者は必ず定められた様式の登録申請書（印刷したものが役場、各支所にある。なお四月五日頃部落長に送る）に必要な事項を完全に書き入れて、選挙管理委員会に申請して下さい。この場合、記載が完全でないと登録できないので注意して下さい。

二、右の申請は、申請期間（別表「選挙日程」参照）内、最終日の午後五時までに、村役場内の選挙管理委員会または各支所の選挙管理委員会書記のもとに届かないと登録できないが、申請期間が短いので特に注意して下さい（なお申請期間でないと受付できないが、期間前でも前記のところに出して下されば期間までであずかつておいて受付するよう便宜をはかるから必ず失期しないように―）

立候補について

農委選挙

一、被選挙権

大豊村に住所を有する満二十才以上の日本人であり

（一）一反歩以上の農地につき耕作の業務を営む者

（二）右の者の同居の親族又は配偶者であつて、年間おおむね六十日以上耕作に従事する者

は、自分の住所の属する選挙区の候補者となることができるが、但し右の者でも欠格条件（省略）に該当する者及び立候補を禁止された職（省略）にある者は、この選挙の被選挙権がない

二、届出

本人による届出と推薦届出とがあるが、そのいずれも規定の様式の文書（印刷した用紙を選挙管理委員会及び各支所でお渡しするから請求されたい）で、届出期間（三月十八日から二十一日まで）内に、選挙長（大豊村役場内）に届け出る。この場合、受付時間は毎日午前八時三十分から午後五時迄である。

村議・村長選挙

一、村議選挙の被選挙権

大豊村議会の議員の選挙権を有する者で、満二十五才以上の者（この者は、いずれの選挙区にも被選挙権がある点が農委選挙と異なる）

二、村長選挙の被選挙権

欠格条件（省略）に該当しない満二十五才以上の日本人（大豊村に住所を有していなくてもよい）

三、届出

村議、村長とも本人による届出と、推薦届出とがあるが、そのいずれも規定の様式の文書（添付書類等一式印刷した用紙を選挙管理委員会でお渡しするから請求されたい）で届出期間（四月二十一日、二十二日の二日間）内に、選挙長（大豊村役場内）に届け出る。選挙長が受け付ける時間は毎日午前八時三十分から午後五時迄である。

なお今回のこの選挙は、次のとおり従来の同種の選挙と異なる点があるので、特に注意を要する。

① 重複立候補の禁止、即ち本村の場合に例をとれば四月二十三日の県議選挙及び四月三十日の村議選挙、村長選挙のうちのいずれか一つの選挙に立候補したものはその内の、他の選挙に立候補することを禁じられている。

② 立候補届出期間が二日間（通常四日間）である

③ 郵便による立候補届出が禁止されている。

〔追記〕

以上いずれの届出の場合も関係者（本人の届出のときは本人、推薦届出のときは推薦届出者及び候補者となる者）の印鑑を持参して下さい。

投票所入場券について

県議選挙及び村議、村長選挙には投票所入場券を配布する（農委選挙には出さない）から、投票の際は特別の事情のない限り持参して下さるようお願いします。

入場券がなくても投票はできるがこれがないと名簿との照合にたいへん手間どり（事務従事者が面識のある者でも、名簿のど真ん中に記載されているかの記憶はないので一行一行探がさなければならない）その本人はもとより、他の選挙人（投票者）にも迷惑を及ぼすことになるが、特に今回の村議、村長選挙などは相当の混雑が予想されるので、入場券を忘れず持参して下さつて、投票事務が円滑に運ぶよう協力をお願いします。

なお、県議選挙の入場券は、四月十日までに各世帯へ配布をおわるようするから、選挙権のある者でこの入場券が配布されない場合は、補充選挙人名簿登録申請をするようにお願いします。

投票所の開閉時刻

投票所を開いている時間は原則として午前七時から午後六時までとなつているが、この度の農委選挙に限り、投票区の区域がせまくまた選挙人も少い一部の選挙区の投票を閉じる時刻を一時間繰り上げた。そのため三月二十五日に行う農委選挙の投票所の開閉時刻は次のとおりである。

なお、この選挙（三月二十五日に行う農委選挙）以外の選挙でも、特別の事情がある場合はまた変更することがあるが、そのときは関係地域へ改めてお知らせする。

あとがき

以上が当面の地方選挙について、特にみなさんに関係の深いとおもわれることまたみなさんにぜひ知つていただき御協力にあずかりたいことのあらましであります。このほかにもまだお知らせやお願いがたくさんありますが、紙面の都合もありますので割愛して、今後部落長さんを通じてお知らせすることにいたしますが、みなさんも選挙に関することで御意見や疑問なことがありましたときは、当委員会へお申し越し下さいおわりにみなさんの貴い一票を、明るい政治のために清く正しく行使して下さるようお願いいたします。

豊大農村農業委員会委員選挙日程

月	日	曜	執行事項
三	一八	水	告示　立候補受付開始、不在者投票開始、選挙立会人届出受付開始
	一九	木	
	二〇	金	
	二一	土	立候補届出期限
	二二	日	選挙立会人届出期限
	二三	月	選挙立会人が十人を超える場合のくじ（午前九時）
	二四	火	不在者投票最終日
	二五	水	投票
	二六	木	選挙会（開票） 第一選挙区　東豊永支所 第二選挙区　西豊永支所　各々午前 第三選挙区　大豊村役場　九時開始

農業委員会委員の定数

選挙区	区域	定員
第一選挙区	東豊永支所管内	四人
第二選挙区	西豊永支所管内	五人
第三選挙区	大杉地区・天坪支所管内	六人　計一五人

・此の選挙には補充選挙人名簿はありません

高知県議会議員選挙日程

月	日	曜	執行事項
四	八	水	告示（県選管）不在者投票開始 開票立会人届出受付開始
	九	木	
	十	金	補充選挙人名簿調製現在期日
	十一	土	補充選挙人名簿登録申請期間
	十二	日	
	十三	月	
	十四	火	
	十五	水	同名簿調製期限
	十六	木	同名簿縦覧及び異議申立期間
	十七	金	
	十八	土	
	十九	日	同名簿異議決定期限
	二〇	月	同名簿確定期日、開票立会人届出期限
	二一	火	開票立会人が十人を超える場合のくじ（午前九時）
	二二	水	不在者投票最終日
	二三	木	投票
	二四	金	開票（於大豊村役場午前九時開始）

大豊村議会議員大豊村々長選挙日程

月	日	曜	執行事項
四	二一	火	告示　立候補受付開始、選挙立会人届受付開始、不在者投票開始
	二二	水	立候補届出期限（午後五時迄） 補充選挙人名簿調製現在期日
	二三	木	（県議選投票日）同名簿登録申請期間
	二四	金	
	二五	土	同名簿調製期限
	二六	日	同名簿縦覧及異議申立期間
	二七	月	選挙立会人届出期限　同名簿に関する異議決定期限
	二八	火	選挙立会人が十人を超える場合のくじ（午前九時）同名簿確定期日
	二九	水	不在者投票最終日
	三〇	木	投票・村議選挙選挙会（開票）（場所等は左のとおり）
	三一	金	村長選挙選挙会（開票）（於大豊村役場午前九時開始）

村議選挙の選挙區の區域定員及び選挙会の場所等

選挙区	区域	定員	選挙会の場所時間
第一選挙区	東豊永支所管内	六	東豊永支所
第二選挙区	西豊永支所管内	十	西豊永支所　開始
第三選挙区	大杉地区	九	大豊村役場
第四選挙区	天坪支所管内	三	天坪支所　各々午後8時30日
		計二八	

村議・村長選挙では、村議と村長を別々の投票箱に投票します。投票の順序は村議を先にして村長を後にします。投票箱をまちがえると無効になりますから注意して下さい。

自治庁選挙局編
選挙運動の解説
問答式・・・選挙の手引
B6判　一四〇頁一〇〇円
共同購入希望者は三月末までに現金を添えて大豊村選挙管理委員会に申込み下さい。

投票所設置の場所

投票所名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
第一投票区投票所	午前七時	午後五時
第二〃	〃	〃
第三〃	〃	〃
第四〃	〃	〃
第五〃	〃	〃
第六〃	〃	〃
第七〃	〃	〃
第八〃	〃	〃
第九〃	〃	〃
第十〃	〃	〃
第十一〃	〃	〃
第十二〃	〃	〃
第十三〃	〃	〃
第十四〃	〃	〃
第十五〃	〃	〃
第十六〃	〃	〃
第十七〃	〃	〃
第十八〃	〃	〃
第十九〃	〃	〃
第二十〃	〃	〃
第二十一〃	〃	〃
第十投票区投票所	〃	〃
第十九投票区投票所	〃	〃
その他の投票区投票所	〃	〃

投票区	投票所名
第一投票区	落合　東豊永公民館
第二〃	西峯　西峯公民館
第三〃	西峯　永森正行方倉庫（予定）
第四〃	東土居　東豊永農業共同組合下ノ土居倉庫
第五〃	岩原　岩原小学校
第六〃	西土居　西豊永支所
第七〃	大砂子　大砂子小学校
第八〃	舟戸　大田口小学校
第九〃	奥太田　大田口小学校奥大田分校
第十〃	高須　大豊村役場
第十一〃	小川　中川寛志方（予定）
第十二〃	葛原　久保勢貴方（予定）
第十三〃	穴内　都築佐登士方（予定）
第十四〃	穴内　穴内公民館
第十五〃	川口　川口消防会館
第十六〃	立川下名　三谷公会堂
第十七〃	立川下名　立川小学校
第十八〃	立川上名・立川青年会館
第十九〃	立川上名　立川小学校
第二十〃	久寿軒　久寿軒中学校
第二十一〃	馬瀬・天坪支所

（備考）予定のものが若し変更になる場合は改めて通知する。

不在者投票の部は次頁下段へ

選挙制度の概要

今日、私たちの生活する社会においては、選挙ということはほとんどあらゆる機会に当面するといってもよいくらいです。国会議員や知事市町村長などは、もちろん選挙によって選出されますが、青年団や婦人会の役員の決定、労働組合の役員の決定もそうですし、地方の農村の部落会などでも最近はほとんど選挙によって役員を決めるようになってきましたから、およそ近代的な組織をもった団体はすべて選挙によって運営されているといっても過言ではないでしょう。このことはまた、選挙が明るく正しく行われるか否かによって、その団体の民主的性格も左右されることを意味しているといってもよいでしょう。

脅迫や不正の支配するところに眞の意味の選挙はありえませんし、眞の選挙のないところに眞の民主主義はありえないからです。日本国憲法は、「国政は、国民の厳粛な信託によるもの」であるといっていますが、選挙こそこの国民の信託を具体的に表明するほとんど唯一のチャンスなのですから、私たちの投ずる一票は、眞に厳粛な信託というにふさわしいものでなければなりません。

現在日本では公職選挙法によって、重要な公職の選挙について詳しい規定を設けています。そこで、民主的な正しい選挙を行うためには、まずこの法律の内容を理解することがたいせつです。そのために、今回は選挙特集号として公職選挙法に定められている選挙制度のあらましを説明し、選挙に対する村民の心構えと認識を深め年内に行われるこれ等の選挙がすばらしい成績で終了するようのぞんでやまない。（公民館）

(一) 現在の選挙制度の基本的な考え方

およそ多くの人の集合する団体にとつて、その団体の運営に当る特定の地位につく人をいかにして選び出すかということは、昔から大きな問題だつたわけです。その方法としては、特別の血統に属する人の世襲によるとか、最年長の長老にするとか、あるいはくじによつて決めるとか、その他いろいろの方法が行われてきました。たとえば、古代ギリシヤの都市国家アテネでは、公職につく人をくじで決める方法がとられていました（なかでも紀元前五〇九年の貝殻投票制は有名です）。また中世のヨーロッパでは、王権神授説といつて、国王の地位は神から授かつたものであるという考え方が長い間支配していた時代もありました。

しかしながら、社会や経済が進歩してゆくとともに、このような偶然や自然的原因によつて人の選任を決める方法は逐次すたれて、すべての構成員の合理的な判断に基いて選任する方法がこれに代つてきました。この合理的な考え方と、すべての市民が平等に政治に参加すべきであるという民主主義の理念とが結びついてできたのが近代的な選挙制度です。

現在の選挙制度は、次のような三つの原則からなりたつています。

1 選挙平等の原則　すべての国民が法の下に平等でなければならないことは、憲法の明言するところです。選挙についてもこの原則はもちろん生かされなければなりません。昔は身分によつて差別を設けたり、宗教の信仰によつて差別を設けたりしたこともありました。近代国家になつてからも、税金を納める能力によつて差別を設けたり、また婦人に参政権を認めなかつたこともあつたわけですが、最近ではこのような制度をつけている国は、ほとんどなくなつてきました。

日本の場合は、大正十五年に、普通選挙制度がしかれて、納税要件が撤廃され、さらに戦後は婦人の選挙権、被選挙権が認められて、ようやく平等の原則がうちたてられ昭和二十一年四月十日には、はじめて女子が投票所へ出かけました。この意味で四月十日は日本の女子解放史上記念されるべき日であります。

2 投票自由の原則　せつかく与えられた選挙権も、投票が自由に行われなければ、実際は正しい選挙を期待することができません。すべての選挙人自分自身の判断で、最も信頼のおけると思う人に自由に投票できるということは、選挙にとつて最もたいせつなことです。

そのためには、各人が、だれに投票したかをだれにも知られることのないように、またそのことでだれからも責められたりすることのないようにすることが必要です。憲法が「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選挙に関し、公的にも私的にも責任を問われない」といつているのは、この投票自由の原則を保障するものです。

3 選挙公正の原則　以上のように、平等な選挙権が与えられ、自由な投票が保障されたとしても、選挙手続の進行にあたつて不公正なことが行われるのでは、これまた選挙の意義がなくなつてしまいます。極端な例をあげれば、一方の候補者にばかり選挙運動を許して、他の候補者にはこれを禁じたり、また投票数がまちがつて数えられたりしたとしたらどうでしょう。これでは国民の意志を正確に反映することなどは思いもよらないことになつてしまうでしょう。

そこで、公職選挙法では投票や開票のときの管理者や立会人の制度をはじめ、選挙運動の期間やその方法、費用などを統一したり、あるいは選挙事務関係者や特定の公務員の立候補、選挙運動を禁止するなど選挙の公正を確保するため多くの規定を設けています。

(二) 公職選挙法はどんな選挙に適用されるか

今日の社会で行われる選挙の種類はきわめて多いことは最初に云つたとおりですが、そのうちで公職選挙法の対象になつている選挙は国と地方公共団体の選挙に限られるわけです。すなわち、衆議院議員、参議院議員、参議院議員（参議院議員には全国区と地方区があります）、都道府県と市町村の議会の議員、都道府県知事と市町村の長について、公職選挙法は規定しているわけです。なお、以上に述べた地方公共団体のほかに東京都の区（特別区といいます）や財産区、市町村の組合などの選挙も原則として含まれています。

ここに掲げた公職のほかに、やはり選挙によつて選ばれる重要な公職として、農業委員会の委員や海区漁業調整委員会の委員などがありますが、これらの選挙については、公職選挙法は直接規定していませんが、それぞれの法律で公職選挙法の準用してやっていくことにしています。

(三) 選挙を管理する機関

さて、右に述べましたように、多くの種類の選挙がその事務を管理しているの公職選挙法の規定によつて、が「選挙管理委員会」という機関です。

選挙管理委員会は、各都道府県および市町村におかれていますが、それぞれの事務の分担は次のようになつています。

都道府県の選挙管理委員会……衆議院議員、参議院議員、地方選出議員、都道府県の議会の議員および知事の選挙

市町村の選挙管理委員会……市町村の議会の議員および市町村長の選挙

このほかに、中央で自治庁に中央選挙管理会という機関が設置されていて、参議院全国選出議員の選挙事務を管理しています。ここで注意しなければなりませんのは、以上述べた分担は、それぞれの選挙について逆に市町村の選挙のときでも、都道府県の選挙管理委員会は、必要な指揮監督をすることができます。

そして、全国的には、自治庁長官が全国の選挙管理委員会を指揮監督して、全国を通じて統一のとれた選挙が実施されるようになつています。ただし、参議院全国選出議員の選挙に関する事務については、自治長官ではなくて、中央選挙管理会が指揮監督することになつています。

なお、自治庁長官の選挙に関する事務を補佐するために、自治庁に選挙局が設けられており、自治庁選挙区は、公職選挙法、最高裁判所裁判官の国民審査、地方公共団体のリコール、政党その他政治団体の政治資金の規正、国の選挙の予算等々に関する事務を管理しており、中央選挙管理会の庶務等もあわせて行つています。

さらに各都道府県や市町村の選挙管理委員会も同様に、ここに掲げた選挙を管理するほかに、他の法律で定めたいくつかの重要な仕事があるわけです。たとえば政治資金規正法とか最高裁判所裁判官国民審査法などに基く事務等があります。また直接の責任を持つべき機関としておはなししたわけですから、たとえば衆議院議員の選挙のときは、都道府県の選挙管理委員会が何から何までやつて、市町村の選挙管理委員会は何もしないのだという意味ではないということです。それどころか、衆議院議員や参議院議員や参議院全国選出議員の選挙のときでも、市町村の選挙管理委員会は、投票、開票等の選挙管理事務全般について全面的に協力してゆくわけです。また

(四) 選挙権と被選挙権

選挙は、代表民主主義の理念によつて国民の意思をなるべく広く議会に反映させることが目的ですから、なるべく多くの国民がしかも平等な条件で選挙に参加できるようにすべきです。したがつて日本の場合も、大正十四年に納税要件を撤廃し、昭和二十年に婦人に選挙権、被選挙権を認めるとともに、選挙権の年齢要件を満二十五才から満二十才に引き下げるというように、参政権を拡張してきました。だから明治二十三年の第一回総選挙の際には、わずか四十五万余人（当時の人口の一パーセント強）だつた有権者数は、大正十四年は一千二百四十万余人（当時の全人口の二十パーセント弱）になつており、昨年五月二十二日に行われた衆議院の総選挙の際には、実に五千二百一万三千五百二十九人で全人口の五七％近くになつているのです。

選挙権の年齢要件を何才にすべきかについては、現在でも世界各国でまちまちです。たとえば、西ドイツ、スイツ等は二十才ですし、イギリス、アメリカ、フランス、イタリー等は二十一才です。低く定められているのは、ソ連とユーゴースラビヤが十八才になつており、高いものでは、ハンガリーの女性の場合三十才になつています。

もちろん広く選挙権を与えるという趣旨ならばなるべく年齢要件を低くしたほうがよいわけですが同時に責任をもつて自己の判断を下せる程度の年齢に達していることが必要なわけです。

被選挙権、つまり選挙によつて選ばれて一定の公職につくことのできる資格については、選挙権の場合と同様の趣旨から、なるべく広く資格を認めるべきでしようが、この場合は、当選した後の任務を遂行する能力が特に重視されなければならないという観点から、通常選挙権の場合よりも年齢要件を高くしています。

1 選挙権

(一) 国会議員の選挙権
①日本国民であること。
②年齢満二十年以上の者であること。

(二) 地方公共団体の議会の議員および長の選挙権
①日本国民であること。
②年齢満二十年以上の者であること。
③三カ月以上引き続き市町村の区域内に住所を有する者であること。

国会議員の場合と違つて③のいわゆる住所要件があるのは、少なくともある期間その地方に住んでいる者に、その地方の住民としての権利を与えるのが適当であるという趣旨からと考えられます。したがつて、一つの市町村に三カ月以上住まずに住所を転々と移せば、事実上選挙権はないことになつてしまいます。ただ天災事変等のためやむをえず他の市町村に移つた者および海外からの引揚者については、この三カ月の住所要件は免除されています。

2 被選挙権　被選挙権は日本国民であつて、次の要件を満たすことが必要です

衆議院議員　年齢満二十五年以上の者
参議院議員　年齢満三十年以上の者
都道府県議会議員　その都道府県知事　年齢満三十年以上の者
市町村議会議員　その市町村長　年齢満二十五年以上の者

3 選挙権、被選挙権を有しない　以上に説明した選挙権、被選挙権を有する者であつても次に述べる欠格条項に該当する者は、選挙権も被選挙権も認められないことになつています。

(一) 禁治産者これは精神異常者などで裁判所から禁治産の宣告を受け、その宣告が確定した者をいいます

(二) その他一定の刑罰に処せられた者一定の刑罰に処せられた者に対して、選挙権、被選挙権を認めないのは主として政策的な理由からでしようが、刑の執行を終つた者はもちろん被挙権も被選挙権も認められています。なお、一定の選挙犯罪による者に対しては、刑の執行を終つた後も一定の期間停止される場合があります。

選挙人名簿に載つていない者は投票できません。
文字の書けない者でも投票できます（代理投票）。
正しい選挙　明るい社会
村造り国造りはこの一票から
この一票が村おこす

おことわり

本号は選挙特集号と致しましたので紙面の都合上、多数の投稿記事が次号へ繰越しとなりましたので投稿者の方々におわび申し上げます。

不在者投票

（各選挙を通じ各々の選挙の告示のあつた日から、投票日の前日迄（毎日午前八時三十分から午後五時迄）村選挙管理委員会及び各支所に於いて取扱う）

不在者投票ができる事由	不在者投票事由に該当する旨の証明書の発行権者
一、選挙人がその属する投票区のある市町村の区域外に於いて職務又は業務に従事中であるべきこと	選挙人が属している職務又は業務に関係のある官公署、会社、事業所、その他此れに準ずるものの長又は代理人
二、選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその属する投票区のある市町村の区域外に旅行又は滞在中であるべきこと。	(一) 右同 (二) 医師・歯科医師・助産婦・住所地の市町村長　用務又は事故の為め旅行又は滞在地の市町村長
三、選挙人が疾病・負傷・姙娠・不具・産褥にある為め歩行が著しく困難であるべきこと、又監獄、少年院に收容中の者（但し疾病・姙娠等の者でも自宅又は大豊村内の病院等に入院している者は該当しない）	医師・歯医師・助産婦監獄の長、少年院の長
	選挙人は右の証明権者がない又はその他正当な事由によつて証明書が提出できない場合には、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求するとき選管委員長にその旨申し出て下さい

投票用紙及び投票用封筒の請求方法	
一、選挙人自ら請求する場合選挙人は選挙の期日の告示のあつた日から投票日の前日までの間に自己の登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙委員長に対し直接又は郵便で証明書を添えて請求する	
二、不在者の投票が出来る指定を受けた病院、国立保養所に在る者はその病院長、保養所長にその旨申し出れば、代つて請求してくれる	
(註) その他詳細な点については村選挙管理委員会へ問合せのこと	

公明選挙

私は斯く思う

新有権者の意見

理想と良識による正しい判断を

磯谷桑名潔

成人の日とは人に成る日と云うことだが、俺たちはすでに児童憲章のなかで人として尊ばれると唱われており、人であつた筈だなどとへらず口をたたくのも面白いものであります。

今日私たちは「大人になつたことを自覚し自ら生き抜こうとする青年」として「祝福されているのであり」このことは素直な気持で感謝しなければならないのだろう。そして何よりも大事なことは、私たちが今日より有権者の一人として認められることであり、このことを自覚しなければならないのであります。

選挙とは、最大多数の最大幸福を求める多数決原理から生れた便利な機関であり、私はこれを自己主張の場であると考えたいのであるが、この自己主張には大きな責任のあることを否定するわけにはいきません。そして私は次の課題について思考せねばならない。

それは、現在の社会と行政に対する判断であります判断は理想と良識をもつてしなければならなく、正義的であるのが当然であり、又そのためには見解の広さも不可欠のこととして、地方政治・国家政治・世界政治へと広められてゆくべきです。このとき私たちの前には広い複雑な世界が横たわるのです。そこでは私たちの自己主張も無に等しいのではないかと思える、しかし私たちはそう思つてはいけない。と云うのは、私たちが生きているが故に地方政治があり国家あるいは世界政治があるからなのです。私たちが生きているが故に国家があるのです。私たち個々の人間が連帯となり平和に生きてゆくがための法治国家が生れたと云うことを、念頭に置く必要を私たちはここで感じるわけであります。私たちは、見解の狭い私生活の愚痴のむなしさを知つている。

正当な判断は選挙を行なう場合もつとも重大であります。しかし現在の政治について云えば、あまりにも複雑な社会を、どのような行政を必要としているかなどと判断することは困難至極である。私たちは、この複雑な社会を検討しなければならない。そこには、未熟な知識には重荷である多くのことどもが満ちているのであります。

ではどうすればよいのだろうか、それはこの現実を眞剣に眺めることです。私たちは今日の現実のなかで私たち自身に問題を提起しそれに立ちむかい、自己の理性による判断をくださなければならない。そして、その判断を正当な客観性のあるものとするために多くの智識人の意見と照し合せることも考えなければならない。ここで選挙にのぞむべきであろうと思うのであります。

今まで私は選挙のいろはらしきものを複習してきたわけでありますが、現在日本は保守、革新の二大政党を持つていることや、世界は資本主義と共産主義と云う二つに別れていることなども考えなければならないのであります。

私たちは戦時のなかで幼年をすごし、小学一年生の秋終戦の声を聞き、多くの悲惨を見聞きし、自身も不幸でしたが、誰れにもその責任は問わず、平和を願う民族の子として成長してきたのであります。そして今なお、貧困と無智のなかで暮していることを否めないのであります。

その私たちが、今ようやく自らの手で間接なりにも行政にたずさわろうとしている、しかしそこには、私たちに中立の立場さえ与えまいと圧迫する左右があるのです。私たちは中立の立場を取ることの不可能を感じるのです。是々非々を云わせぬものとなる二つの道が見えるだけである。

ここで、私たちは主義、思想について考える必要もあるわけです。だがその前に私たちは、民族の否人間の善を選んでいることや向上を目指していることや平和を求めていることなどを一度すべての人びとと共に考えてみなければならないデモクラシーというものをその根源から考える必要を感じるのです。しかし、すべての人間にそれを求めることは、不可能なことだろう。私たちはコンプレスとレジスタンスの混乱のなかで、新しい世界を求めなければならない現状にあるのです。このままで良い筈がない。

考えれば、私たちはぼう然とするほどの重荷を今日よりせおうのであります。軽卒であつてはならない。

本欄は、本年で新しく成人となつた村内青年の投稿記事です。御熟読下さい。いずれも原文のまゝ

圧迫にめげず正しい一票を

西庶谷　豊永茂生

一九五九年という新しい年を迎え私は大変なよろこびと責任を感じます。

一月十五日はその成人となつたことを祝福されることになります。そうした歓びと共に自分は成人として社会の為の何万分の一でも貢献したいし又そうすることがそう考えることが大切であることを痛感する次第です。

今こゝに新しい希望とともに過去十九年間すくすくと伸びる桐の木のように育つて参りました、その蔭には両親と社会の皆様の十分なる御指導と御教訓と愛情によつて今こゝに晴の成人となりましたことを衷心よりと感謝し感激する次第であります。

私はこの一九五九年を村会に県議会に挽いては日本建設のために自分の頭の中で判断し自分の手で白紙に書いて我々の代表者を送り出すことの出来る選挙権の出来た事は特に慶びに堪えないものであります。この意味で新有権者としての私の考えを述べてみたいと存じます。

民主々義のルールとして私達は私達の代表をそれぞれの議会に送る、送り出された議員は多数の民衆の代表であるから民衆の利益と幸福の為に働くのは当り前の当り前である。

しかし私達の今までに見て来た事態はこうした事柄にあまりにも掛け離れて居る様に見受けられるのです。立候補するものは部落に於いても村に於いてもその他いかなる場所に於いても一部の人々を圧迫し、物によつて善良な人々を操り、ポス的権力によつて自分の利益と名誉の為に議会の椅子を占めている様に見える。

しかし全部が全部という訳ではないが、ではそういう結果のあらわれはと云えば神聖なる議会が暴力の場と化し人民による汗と苦しい働きによつて支払われた血税が一部の悪徳な議員によつて浪費されて居る事実が多種に毎日の新聞を埋め報導されなくても手近かな事なら耳に入る。結局そうした悪政治の反動は眞面目に働く民衆を搾るのではないか、我々の代表者によつて良い社会を築き幸福になることを願つて居るのに我々の選んだ代表者によつて新しく新しく苦しみの絶間のない事は誠に悲しい事です。一部的なことであるかも知れないが私はこう思います。一般民衆の政治に対する考えが劣つて居るのではないかと、いや劣つて居なくても自分の考えが正しいと思つて居ても古狸的権力者に引き込まれ又一時的な欲望に迷つてか伝統的封建的規則の存在により自分一人が反対すれば周囲の人々から悪く云われ村八分的条件に置かれる事に怖いのかも知れない。

民主々義の世の中にこんな不正な事があつてはならないし、又個人的に云つても何者にも脅かされる事なく自分の正しい考えを貫くことが大切であると思う、我々にはそうする権利があるのだから又これに反して一部の悪い人間によつて社会が不穏になれば自分の利益の為に多くの民衆に迷惑をかける非民主的な人間だある時私は車中でこんな話を聞いたことがある。

「選挙に行こうまには野菜の手入れでもしたがましぜや、どうせ偉い手がええようにするがちやが」と云うことであつた。私はこの言葉に憤りを感じました。

それならどんな議員が出て我々の幸福を破壊してもよいのか、その時は汗と苦労の結晶が希望と結ばれず予期しない天災のように崩れるのだ、そして苦しみの絶間はない。そんな時この人は政治家を非難するだろう。しかしこうした人には非難する権利はない。人間は獣と同じごとだ、不幸な世の中が好きなのかも知れない。私達は不幸な社会を作りたくないし、住みたくない。

新しい日本を建設するためにいかなる悪舌にも迷はない心算であります。どんな迫害を受けてもどんな手段によつて操つても自分の心の中で正しい人を人民の為に一生懸命働いてくれる人を選挙する事を新有権者として誓い度い。

そして、はれの投票日には人民の幸福の為に働く人を明るい社会が出来る事を祈つて第一回目の選挙をしたいと思つています。

買収や詭辯家を除きたい

大田口　大山静雄

新春の慶びを迎えると共に新しく成人式を迎えて心身ともに実際に社会の一員となる私達は胸一ぱい前途に明るい希望を抱いて再出発しようと心強く決心している。

成人式を迎えた慶びに加えて公民権を行使できる重要な課題に一層の責任性を痛感させられる。

今年は高知県のみならず全国的に選挙の当り年だといわれている。

しかし、選挙ごとにいわれる「公明選挙」の言葉もただ表面的なものにしかすぎずに終つてしまうのは誠に残念である。現に身近かな我々の住んでいる大豊村でも村長、村会議員の選挙が行なわれる筈です。早くも晴れのイスを狙う人達の中には、すでに活潑な動きさえ見せているものもあるといわれている。数ケ月前からはやゞ選挙はすでに初まつている〃といわれるのも当然の事かも知れない。しかしながらこの様な激しい選挙戦の中にもお互い各自の良心と自覚する力をもつてすれば、明るい村……明るい社会を築きあげる公明選挙が行なわれるだろうと思う、買収的な行為或いはそれに似ておえらがたに一方的におさえられて、附和雷同なる人物は全く選挙の自由さえ縛られて選挙本来の意味さえ失なわれている現在である。そもそも選挙とは人におしつけられた団体的なものでなく、個人各自のものである。買収的な行為に依つてうわべだけ詭辯の上手な我々の代表が選ばれたとしても、果して眞に立派な社会を築き公約が守られるかどうか……云わずとも知れたことである。

そのような人物は自分の実力を金銭上の力で自分を偉くみせつけようとする一つの虚栄心を誇張しているに過ぎない。

我々が眞に望んでいるのは明るい村…明るい社会を作る事を目標としている人物を選ぶことだ。金銭の為に自分の自我を殺し、或いは他人の自我をも殺し、不道徳なことを敢えてしてもいいと思つている人があれば、これは勿論大きな誤りである事を覚つてもらいたい。

自分に与えられた尊い一票の選挙権は家庭の経済…家庭の台所まで続くものである事を特に心すべきものであると思う。

眞に立派な人を選びその人の公約のもとで明るい社会を築く為に我々も一生懸命働かねばならない。

ここ一、二年勤務評定だとか警職法だとかの問題で動揺のある年が続いて何かしら社会全体が不安だが（これは自分自身の杞憂かも知れないが）これらも要するに人間各自が視野をもつと広く拡げて思考を十二分に養うべきだと思う。選挙にあたつても同様のことがいえると思う。我々に間接的ではあるが身近かな問題だが、その前に自分自身をもつとよく見つめて自分自身を深く研究する事がより大切ではないかと思う。重々になつたが政党を云々よりも先ず我々の村…我々の国土を最もよく明るい住みよい社会にする立派な公約心のある、すなわち華実相称なる人物を選んでこそ本当に選挙で一票を投じたという事が云えるだろう。

要するに選挙権者各自が確固たる自覚で選挙に望まねばならない。

我々成人式を迎えた若い人々に対して（失礼な云い方かも知れないが…）是非とも公明選挙の看板のもとに立派なおらんくの代表を選びそして汚点の一つさえ残さず我々若い人達の選挙に対する一挙一動に傷つけることのないように立派な義務を遂行するよう果してもらいたいものである。

これから先、未来への道を進む我々若人の先に立つ大人の方々が眞に心から我々を指導して下さると共に老若相和して明かるい村…明るい社会を築こうではありませんか。

又我々若人はどこまでも確固不抜な精神と心構えをもつて、より美しい理想を抱き、広く社会を見る目と正しい政治への関心を養うも必要があると思う。原子力時代の世の中に於いて、科学知識の見聞を広めると共に本当に豊かなヒューマニズムをも養つて社会に役立つ人物の土台を作らなければいけない。

若人の諸君、手をつなぎ明かるい大豊村…明かるい社会を築くために頑張ろう。

そして明かるい選挙、公明選挙の看板を若人の手で掲げようではありませんか

健全な公明選挙の花には屹度健全な立派な人間の実を結ぶことであろう。

〃明かるい選挙で明かるい社会我らの一票は日本晴〃

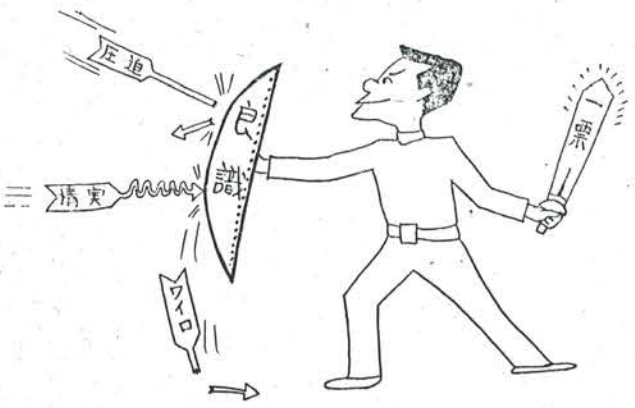

政党に疑問を持つ良い人を選べ

立川三谷　鎌倉宏亘

私はいたつて不勉強な者で政治方面の事は無く無知なのでひとしいので選挙に対する考えという程の考えもございませんが、無知なりに感じた事を書いてみたいと思います。

私は現在の日本の政治、殊に国会に対しまして少なからず疑問を抱いているのです。

自民党だとか、社会党、共産党など色々な党派がありますが、国の運営をはかつてゆくうえに、はたしてあのような党派がどうしても必要なのでしょうか。

これは私の不勉強な故にこのような愚問が飛び出すのかも知れませんが、しかし私が考えますと、あの党派があまり有益なものに思えないのであります。

たとえば議会で両党の意見がくい違つた場合、対立した意見が大きなふたつのかたまりとなつて激しく衝突するから大きな混乱が生じ、果ては暴力沙汰、気狂い沙汰にいたるのでしょう

ひとつの党の中でもそれぞれ違つた意見があるはずです。その中には他の党とまつたく同じ意見もあるでしょう、しかしそれが党内の多数の意見によつて一党の持論となるのでしょうから、賛否ひつくるめた大きな「ガンコ」なかたまりが出来上るわけでしょう。

録音ニュースなど聞いていますと、相手方の意見をまるで聞かず、その説明をかみわけようともしないで自分の意見ばかりをまるで意地を張つて論じ立てゝいるような感じさえ受けとる事があります、何故こんな事になるのでしょう。

私にはこれが本当に国民の幸せの為、日本の平和の為に眞剣にとり組んでいる姿には見えません。

一党の面目にかけて、我党の意見を腕力にかけてもおし通すという、つまり党というバックにさゝえられた「あやつり人形」ではないでしょうか、これはすなはち、党派あるが故の結果だと私は思います。

選挙の場合も大いに党派によつて左右される事があると思います「あの人は何党だからいけない」「あの人は何党だから投票してやろう」というような事を聞いた事があります。したがつて候補者の一人一人の信念も、選挙する人に通じない場合もありましょう。

理想的な政治、国民の本当の幸せと平和の為の政治を要求するには先づ我々有権者が、よく観察したうえで、最も理想的な議員を選び出さなければならないわけです。

今まで私は、このような事に無関心に打ち過してまいりましたが、本年より選挙権が出来た事によつて、ひとつの重大な責任をいまさらながら感じました。

これから大いに勉強して眞の政治家を送り出せるようになりたいと思つています。

しかしながら、社会や経一教の信仰によつて差別を設一行われるわけですが、これ一う機関です。

一理念によつて国民の意思を一せることが目的ですから、一

③三カ月以上引き続き市一

一都道府県議会議員　その一を終つた者はもちろん被挙一ます。

本年度卒業生 三七二人
中学校 内高校進学者一二二名

本年度各中学校の卒業式も間近に迫つてきたが、教委で調査した所によると卒業生総数は三七二人となつている。

その内高校進学希望者は一二二名（全体の三二・八%）、就職希望者は県内五六人、県外一〇五人、計一六一人となつている。残り八九人は村内にとゞまつて勤労又は家事に従事することとなる。

筏木分舘 開舘式挙行

筏木部落では、長年部落公共施設がなく諸会合に民家を借りるなど著しく不便を来していたが、この程岩原校下所有の旧医院を六万円で払下げてもらつて、これを公民舘に当てることになり去る二月十八日、部落民相集うて開舘式を挙行、その喜びをわかちあつた。

同舘は戦前に建てられたもので相当古くなつており風呂、便所、屋根等修理が必要であるとみられている四畳半、六畳、三畳の三間になつている。

会長に 野島孝彦氏決定
天坪体育会総会

天坪体育会では三月一日に天坪小で総会を開き役員改正、事業計画樹立、会則制定など協議決定した。新役員は次の通り。

【会長】野島孝彦。【副会長】江間幹夫、萩野鶴亀。【書記】前田集一。【会計】公文忠雄。【総務部長】西岡俊郎。【野球部長】岡崎　聡。【バドミントン・卓球部長】小松英昭。【レクリエーション部長】岡林美津。【サイクリング・山岳部長】西岡慶治。【相撲部長】近藤　明。【剣道部長】西岡武夫。【陸上部長】西岡聖彦。【顧問】竹村国太郎、佐藤多磨呂、正木　曼、岡林長盛。【監事】岡村千年、岡林良治。

西川・立野線 巾員拡張の第一期工事終る

西川公民舘土木部及び西川農業改良実行組合に於ては、かねてより村道西川立野線の既設道路一、八〇〇米の間を三ケ年継続事業として巾員を二・五米に拡張し勾配、路面の改修をし小型トラックが運行出来るようにする為、水一年度として昨年より立野起点より回転場所も含めて七〇五米の間を人夫一九〇人役の奉仕によりこの程完成した。

尚この事業は既設線の路点迄完成の暁は更に二ケ年計画にて西土居（牛飼野）及び佐賀山線に接続するよう新規開設計画を練つている。

各地で盛に演芸会開催

農閑期を利用しての資金造成、地区民慰安等の目的で各地では盛んに演芸会が開催され、歌に踊りに劇に盛沢山の種目を演出、成果を収めた。開催団体次の通り。

二月十一日昼夜　西峯青年団主催
二月十一日　岩原青年団主催
二月二十八日夜　東豊永地区連合青年団主催、於東豊永公民舘。同日は市商ブラスバンドも来演
三月一日昼夜　西豊永地区中部青年団主催、於豊永中学校。
三月七日夜　大田口小、中学校PTA主催、於大田口校講堂。

校舎改築など陳情
家政高女父兄会

村立家政高等女学校では去る二月二十一日午前十時より父兄会を開催し、「本校々舎改築の件」「本校月謝全廃の件」を決議、二十六日に村当局、議会、教委に対し、都築秀徳会長（大久保）、尾立副会長（西土居）より、その実現方について陳情した。

また父兄会閉会後は、橋詰延寿先生の「家庭の民主化」と題する講演を西豊永地区青年学級生等と聴き、午後三時盛会裡に閉会した。

穴内のよい子 駅など毎月清掃

穴内中学校の二区部落生徒会（会長小笠原一洋君・一二人）は昨年の夏休みから穴内の表玄関である穴内駅を、もつときれいにしようという自発的な発案で毎月一回清掃を実行し駅職員や乗降客から喜ばれている。

また同生徒会は雨の日も風の日も毎夜「火の用心」の夜まわりも実施している

岩原消防分団 団旗を作成

岩原消防分団（団長・森下美亀氏・団員二十三名）では、この程タテ一米ヨコ一・三米の団旗を作成し、去る三月五日その記念式を行つた。

これは団員の農家草刈りの労賃や出務手当などを出し合い経費一万二千円で作成したものである。

西川分舘へ 県警防犯課長より蔵書寄贈

県警防犯課長の上村賀次郎氏（連火出身）はこの程西川公民舘へ蔵書十余冊を寄贈された。書籍は民主々義及び選挙、防犯関係等のもので氏の好意に部落民一同よろこんでいる。

委員長に 西岡治郎氏

大豊村教育委員会では二月十四日、定例会を開き、都築委員長の任期満了に伴う改選を行つた結果、新委員長に西岡治郎氏が選任された。

「自作農維持資金」の貸付
大豊村農業委員会

零細な農家が自作農から転落することを防ぐために、国の予算で最高二十万円まで期限二十ケ年（三年間据置）年利五分で国家資金が貸付けられております。

借金を奨励する訳ではありませんが次の様な条件になつておりますので借入希望は農業委員会又は農業改良普及所へ相談して下さい。

① 借入農家は三反以上七反程度の農地（田畑計）を経営する中庸以下の農家であること。これは三反以下の農家は担保の関係にて認めがたい場合がある。

② 農業収入が他の兼業収入より多いこと、これは資金が農家以外へ流れることを防ぐためです。

③ 借入対象は次の各項のどれかに該当していること
一号資金　新たに土地を買うために必要な資金。
二号資金　現在の小作地を買取り自作農となる資金
三号資金　均分相続により二、三男等へ渡す資金。
四号資金　病気、負傷（同一生計の家族に限る）のため必要な資金。
五号資金　農業施設、蚕室畜舎等の火災水害等の復旧資金（但し他に融資のある施設、例えば農道、水路等は除かれる）
六号資金　前各号（一号～五号）に原因する負債の整理に要する資金。

右のうち四号、五号資金とこれに基く六号資金のワクが一番多く借入者も多い訳です。

次に借入希望者は経営安定計画書を五部作成して村の農業委員会に提出し法令で定める審査を受けて適格者であると知事が認定した時に借入が出来る訳です。

この経営安定計画書は相当詳細に書かねばなりませんし、書き方が悪いと借入出来ないので農業委員会と普及所が共催で提出期限（年三回内外）前に講習会を開催しておりますので利用下さい。

御存知ですか

ラジオの雑音防止について
大豊村受信障害対策協議会

最近各種電気機器設備の普及発達は、目ざましいものがあり、これらから副次的に、発生する障害波のため、受信障害を受ける件数も増加の一途を示している。皆様も御存じの様に、山間地帯では、電気の利用範囲も極く少く、主に製材や精米等の電力と、一般家庭の白熱電灯の使用のみであつたものが、此の頃では、電気の利用範囲が著しく発達致しました。中でも家庭用電化は、時代と共に、大変利用が広くなりました。

冷蔵庫や洗濯機、電気釜、電熱器、ケツトル、コタツ、螢光灯の様に一般御家庭用として広く使用する様になりました。

此の様な色々な電気設備や機器の不良から起るラジオの雑音も非常に多く増加しております。

大豊村受信障害対策協議会は、村民の皆様が、何時も雑音のない明瞭なラジオの聴取をしていたゞくために、放送局や、電力会社と常に雑音の防止対策を行つております。村民の皆様には、一家揃つて、放送を聞きながら、楽しく夕食をしておられる時など、雑音のために聞き苦しくて、お困りの御家庭もあることゝ存じますので、参考までに雑音について御説明申し上げます。雑音は地形により受ける放送局の電波にも関係がありますが、高圧線の配電線路の不良からも発生する事があります。此の場合は、非常に範囲が広く、四粁以上の遠い所まで、ガーと云う一定の高い雑音が出ます。又、パリパリという雑音は低圧線で電灯の引込線の接続不完全や、ラジオのアース線の接続不良のものが障害源になつております。

此の様な雑音は同一の変圧器より供給している御需用家のラジオには、同じ様に雑音が出ますが変圧器を異にしている隣の部落のラジオまでは比較的影響がありません。

次に商店街では螢光灯から出るジイーという雑音が非常に多くなりました、一つの螢光灯から少しづつの雑音が多く集まつて、大きな雑音となるのであります。

螢光灯は殆んど雑音防止器が、ついておりますので、新しい内には雑音が出ませんが、古くなると雑音の出だすものがあります。

螢光灯の寿命は、大体点灯時間、五千時間から七千時間でありまして、五千時ぐらい使用した頃より管の両端の口金から八糎ぐらいの間が黒色に変化してきます。此の状態になつた頃より雑音が出始めますので、螢光灯をおつけになつているお宅では、ラジオのスイツチを入れておいて、螢光灯を点滅して試験して見て下さい。雑音が出る様でしたら、電力会社に御連絡していたゞきますれば、係がおゝ伺い致しまして螢光灯に雑音防止のコンデンサーを取付けて防止措置を致します。コンデンサーの取付費用は百二十円です。一寸した電気器具の不良や扱い方で雑音を起しお隣へまで御迷惑をかけることもありますので電気器具は御使用前に成可電力会社に御相談をしていたゞいて完全なものを安心してお使いになつていたゞく様に御願い申上げます

共同募金 映画実施について御礼
厚生課長　山中万石

昭和三十三年度における本村の共同募金の目標額は二四三、〇三五円であり、二月一日現在に於いて部落一般よりの募金額は一四五、九六一円となつておりまして、不足額は九七、〇七四でありました。

郡内他町村では既に完納しておりますので本村も是非完納致したく郡福祉事務所の応援により去る二月十六日より二十六日まで十一日間にわたり、村内各地において、共同募金映画を実施いたしましたが、村民の皆様方の御理解と御援助によりまして、約五五、〇〇〇円（精算未了）の収益がありました、これで三月一日現在に於ける不足額は約四二、〇〇〇円となりました。

この募金は県内各種社会福祉施設に配分されるもので社会的に大変意義の深いものであります。

本村六ケ所の私立保育所に対しましても毎年一ケ所平均約二〇、〇〇〇円位配分されております。

今回の募金映画の行事に当り郡福祉事務所、村中央公民舘、部落婦人会の皆様方や、各小中学校の諸先生方の絶大なる御協力と村民の御認識により、これだけ多額の利益を得たものでありまして、本紙を通じて御報告申上げますと共に有難く厚く御礼申上げます。

昭和三十四年度第一次 二等陸海空士募集

一、応募資格
（イ）昭和九年七月二日から昭和十六年七月一日までに生れた男子。
（ロ）中学校卒業程度の学力あるもの。
二、試験科目
（イ）国語（作文を含む）
数学、社会（中卒程度）
（ロ）身体検査
（ハ）口述試験
三、願書受付期間
昭和三十四年三月一日より四月十五日まで。
四、試験
昭和三十四年四月二十六日より五月十日の間。
五、採用時期
昭和三十四年七月
志願票は役場、各支所、出張所にあります。

春から夏への農業改良
大豊農業改良普及所

農業講座

◎水稲

（イ）山干草（秋肥）と珪カルは田植の予定日から一ケ月前に一緒に施して起しておきましよう。そうすると秋肥の分解が早くなり肥効的にも有利でありガス障害も少なくなります。

一〇アール（約一反）当りの量は秋肥六〇〇kg（約一五〇貫）と珪カル四俵内外が適当です。

（ロ）苗代の肥料に青草の踏込みは良くありません。苗が不揃いとなり弱い苗が出来ると共に苗イモチを起す心配があります。苗代の肥料は標準として三・三平方メートル（約一坪）当り完熟堆肥四kg（約一貫）を土全体に混ぜて苗床を作り九分出来上りの時に硫安一〇〇～一五〇グラム（三〇～四〇匁）と過燐酸石灰一五〇g（約四〇匁）塩化加里七五g（約二〇匁）を混ぜて施してから床面をならしておいて、籾を播きます。但し、早期栽培の苗代はこの三倍～四倍施して下さい。

（ハ）苗の消毒は部落残らず一斉に行いましよう。恐ろしい萎縮病が毎年ひどくなりつゝあります、この病気は苗代期と本田初期に、ツマグロヨコバイを殺すことです。苗代期に最低二回はマラソン剤を撒布して下さい。

◎家庭蔬菜

（イ）玉ねぎの首ねぢは百害あつて一利もありませんので止めましよう、玉ねぎは首をねぢなくても收穫前に葉茎が自然に倒れるのが大玉となりよいのですが倒れないのを無理に人工でねぢても逆効果となり減收となるので骨折損ですから止めましよう。

（ロ）自家用トマトは接木苗を作りましよう。

トマトの大敵である青枯病（梅雨明け頃から出る病気で縮んで順次枯れる）は連作したり昔ナス科の作物（トマト、ナス、馬鈴薯、タバコ、ピーマン、カラシ、ゴマ等）を作つた所へ作ると必ず出来ます。

これを防ぐには赤ナスに接木したものが非常に強いのでこの苗を植えましよう。

今から接木出来ませんが、大平の「みのり会」で余分の苗がある筈なので希望の方は直接研究会長（松木けさみさん）に連絡して分譲して戴くと良いでしよう。

◎コンニヤク

（イ）改良栽培に切りかえましよう。

畦巾は生子一一g（約三匁）で三三cm（約一尺）に七mo（約二寸）の二条植、一年子約二六g（一〇匁）で三三cm（約一尺）畦一五cm（約五寸）の一条、二年子一二〇g（約四〇匁）三三cm（約一尺）畦二二cm（約七寸）内外の一条植三年子四〇〇g（約一五〇匁）四〇cm（約一尺二寸）畦三三cm（約一尺）の一条植これを掘りとれば一個平均四〇〇匁となるのが標準です。（反收毎年一、二〇〇kg～一、六〇〇kg）

（ロ）コンニヤクは元肥を充分施しましよう。

高度化成を一〇アールに一俵を植付前に畦全体に混ぜておきます。肥料が直接芋や茎葉に附着すると傷害を与えて腐敗するので注意して下さい。追肥は梅雨の後雨の日に大形の粒状となつた高度化成を畦の両端に施しましよう粉肥は茎葉に附着する心配があるので使わぬ方が良いと思います。又あまり茎近くにやらないようにして下さい。

大豊村立家政高等女学校
甲番一局永豊電話呼出し

生徒募集

本科　二ケ年　和、洋裁必修（資格）中卒以上
速成科　一ケ年　和、洋裁撰択自由。（資格）高等学校及同等以上
編物科　隔日（火、水、土）
課目　一ケ年　和、洋裁、手芸、茶道、華道、色彩デッサン、家事、栄養学、社会、珠算音楽、体育
月謝　本科　五百円　速成科　和裁五百円　洋裁六百円
入学金　壱百円也
職員　校長　吉川喜美　教諭（和）森下茂子
教諭（洋）平田邦代　教諭（洋）北岡史
教諭（家庭科）池田吟子
（洋）上村和子（編物）条谷一子
（生花）小島定子

詳細は本校又は教育委員会へお問合せ下さい
尚、本校卒業生は高知県服装学校協会の規定により修業年限及技術により四級より一級までの認定証を下附す。

尚、私達関係者は不足四二、〇〇〇円の完納対策について悩んでおりますが関係機関の方々や村民の皆様には今後共御協力と御援助を賜ります様お願申上ます